

阿南工業高等専門学校学生寮寮費納付等に関する要項

(平成元年 6 月 14 日)

(要 項 第 7 号)

(経費の額)

第 1 阿南工業高等専門学校学寮規則第 5 条第 5 項に定める寮生の生活上必要な経費（給食費, 生活環境補助事業費及び寮生交流事業費）で, 各人の負担すべき額は, 次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給食費の日額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）は, 次表に掲げるとおりとする。

項 目	金 額	備 考
給 食 材 料 費	887円	朝食214円, 昼食314円, 夕食359円
人件費・光熱水費等	477円	調理師等の給与その他, 水道代, 電気料, ガス料等
計	1, 364円	

なお, 特別残寮等により特別に給食を実施する場合には, 上記の表のうち, 人件費・光熱水費等に140円を加算する。

(2) 生活環境補助事業費（寮生活に係る部分の光熱水料, 雑用品費, 空調機リース代及びエアコン更新等費用積立金等）の月額は, 毎年前期及び後期の開始前にそれぞれ算定した総額を, 各期の徴収期予想入寮者数及び開寮予定月数で除した額とする。

(3) 寮生交流事業費（寮生の行事に係る経費）は, 年1, 500円とする。

(経費の納付)

第 2 経費の納付は, 次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給食費は, 第 1 第 1 号に規定する額に当該月の実日数を乗じて得た額を翌月末日に原則として郵便局自動引落により納付する。

(2) 生活環境補助事業費は, 第 1 第 2 号に規定する額に各期の開寮月数を乗じて得た額を各期の最初の月の末日までに納付する。

(3) 寮生交流事業費は, 第 1 第 3 号に規定する額を毎年 4 月末日までに納付する。

(途中入退寮者の給食費の納付)

第 3 月の途中において入寮又は退寮した者に係る給食費の納付は, 第 1 第 1 号に規定する額に当該月に在寮した日数を乗じて得た額を翌月末日に原則として郵便局自動引落により納付する。

(途中入退寮者の生活環境補助事業費の納付及び払戻し)

第 4 前期又は後期の途中において入寮又は退寮した場合の生活環境補助事業費の納付及び払戻しは, 次の各号に掲げるとおりとする。（エアコン更新等費用積立金は除く。）

(1) 前期又は後期の途中で入寮した者に係る生活環境補助事業費は、第1第2号に規定する額に入寮を許可された月からその期の閉寮日までの月数を乗じて得た額を当該月の末日までに納付する。

(2) 当該期の生活環境補助事業費を納付している者が途中で退寮した場合は、本人の申し出により別表1のとおり払い戻しする。

(3) 当該期の生活環境補助事業費を納付していない者が途中で退寮した場合は、第1第2号に規定する額に在寮した月数を乗じて得た額を直ちに納付する。

(途中入退寮者の寮生交流事業費の納付及び払戻し)

第5 年度の途中において入寮又は退寮した場合の寮生交流事業費の納付及び払戻しは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年度の途中において入寮した者に係る寮生交流事業費は、第1第3号に規定する額を当該月の末日までに納付する。

(2) 当該年度の寮生交流事業費を納付している者が途中退寮した場合でも、寮生交流事業費は払戻ししない。

(3) 当該年度の寮生交流事業費を納付していない者が途中退寮した場合は、第1第3号に規定する額を直ちに納付する。

(欠食する場合の給食費の取扱い)

第6 欠食する場合の給食費の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通外泊で欠食する場合は、休業日の前日から起算して3日前までに所定のカードに本人がその旨記入する。その場合連続3食分以上欠食した場合のみ給食材料費に相当する額を第2第1号又は第3に規定する額から差し引くものとする。

(2) 特別外泊の許可を受けて欠食する場合は、当該日の3日前までに所定の願を寮務係に提出する。その場合、当該欠食回数に係る給食材料費に相当する額を第2第1号又は第3に規定する額から差し引くものとする。

(経費未納者への督促)

第7 期日までに経費を納付しない者については、適宜本人又は保護者に督促をするものとする。

(給食費の改定)

第8 給食費の改定については、客観情勢及び経理内容を慎重に考慮して、別に定める寮務委員会で審議するものとする。

附 則

1 この要項は、平成元年6月14日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 阿南工業高等専門学校学生寮寮費徴収等に関する要項(昭和38年5月18日要項第1号)は、平成元年3月31日限り廃止する。

附 則

この要項は、平成3年9月4日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

退寮月	払い戻し額
4 月～6 月	3 ヶ月分の額
7 月～9 月	なし
10月～12月	3 ヶ月分の額
1 月～3 月	なし